

びしにあらざるかと説かれたるは、論理の上に於る矛盾たるなきかを疑ひたるに對し、

之に對しては前項(第六項)の辯にて盡し得たりと信ず。

と述べられたり、而して前項に於ては虜軍とは「軍中の軍」「戦に勇なる軍」「兵中の兵即ち精兵より成れる軍」の義なりと解かれたるに止まりて、余の疑は未だ全くは解明を得ざるなり、因りて重ねて問ふて曰く、此の精兵より成れる軍の編成の單位が五十騎なりしなるべしとは、今も學士の吾人に教へらるゝ所なりやと、もし果して然りとすれば、余は黑韃事略の記事は、未だ以て虜軍の編成を論ずべき資料とするには充分ならざるべしと思料するものなるを以て、従がつて此の見解には未だ全く疑なき能はず、其の理由とする所に至りては、請ふ便宜上次項に於て之を論ぜん。

(八) 此の項は實に學士の見らるゝが如く余の質義の眼目とする所にして、學士の虜字の音と義と及び虜軍の組織について論ぜらるゝものゝ立脚地に關するものなり、余は前稿に於て學士が黑韃事略に見ゆる「其軍即民之年十五以上者、有騎士而無歩卒、人二三騎或六七騎、五十騎謂之一糾[○]」都由切即一隊之謂の記事に着眼して、糾には都有の切なる *kau, kiu, ku*, の音なし、故に此の糾字はもと「虜」に作りしを傳寫の際先づ誤りて「糾」に作り、後「糾」「糾」相通用するを以て、今本にては「糾」に作れるなるべく、従つて「虜」字は *tu, tyu* の音を有するものなるべしと論ぜられたるに對して、其の着眼の極めて銳利なると、判断の合理的なるに服せしが、然も糾字は南監本、乾隆四年の校刊本等には之を「祖」「俎」と相通じて用いたる例あるを以て、未だ俄かに糾もしくは糾字に都由の切に類